

窓口でキャッシュレス決済ができる 項目が増えます

9月より、税務窓口で交付する税に関する各種証明および閲覧手数料のお支払いに、クレジットカードや電子マネー、バーコードといったキャッシュレス決済を利用することができるようになりました。

現金の受け渡しが必要がなく手軽にお支払いが可能ですので、ぜひご利用ください。
※税金・保険料の支払いは対象外です。

【利用できる窓口】

- ・役場財務課窓口（9番）
- ・熊石総合支所窓口
- ・落部支所窓口

【キャッシュレス決済で支払えるもの】

- ①税に関する各種証明手数料
 - ②税に関する閲覧手数料
- 【ご利用の注意】

- ・役場財務課窓口でのキャッシュレス決済のうちPayPay、楽天Pay、d払いについては、準備が整い次第利用可能となります。
- ・クレジットカードの支払回数は一括払いのみになります。

・現金との併用、ポイントでの支払いはできません。

・ご自身の都合による取消返金は対応できません。

・キャッシュレス決済をご利用の場合は、「領収書」の発行はできません。「ご利用明細」の発行となります。

・「領収書」が必要な方は現金でお支払いください。

・会計時に、ご利用になる決済ブランドを職員にお伝えください。

・利用できる決済サービスは、今後、変更される可能性があります。

・窓口で電子マネーのチャージはできません。

【問い合わせ先】

《支払方法》

《内容に関すること》

・財務課

☎0137-62-2114

・熊石総合支所

☎01368-2-3111

・落部支所

☎0137-67-2231

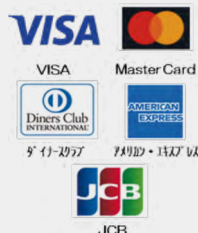
《その他全般》

・会計課

☎0137-62-2113

【利用できるキャッシュレス決済の種類】

クレジットカード



電子マネー



その他決済



※PayPay、楽天Pay、d払いについては、準備が整い次第利用可能となります。

第35回公証週間のお知らせ
「未来への約束を、
公正証書が守ります。」

10月1日(水)から10月7日(火)までは公証週間です。

公証人制度は、遺言、任意後見契約、尊厳死宣言を始め、債務弁済契約や養育費・慰謝料支払契約などを公正証書として作成するなど、住民の皆さんに密接な関係がある制度です。

日本公証人連合会では、この週間に電話無料相談を開いています。

【全国電話公証相談】

《電話番号》

・03-35502-8239

《相談時間》

・午前9時30分～正午

・午後1時～4時30分

【問い合わせ先】

函館公証人合同役場

☎0138-22-5661

